

報酬を受けること ～社外の製品について規定することは非倫理とされるか～

PE magazen 2008 年3 月号

状況：

ラン・バイPE はある会社から以下の勧誘を受けている。「EFG サプライカンパニー（以下EFG）は貴殿に汚水排水システムに明るいエンジニアを対象とした新しいプログラムに参画していただきたいと思っております。つきましては弊社の汚水排水システムに関するセミナーに無料招待します。このシステムの価値を認めていただければEFG が汚水排水の製品を開発中ということを計画書に記載ください。そうすれば弊社の報奨プログラムを使って、バイ様のお客はEGF 汚水パイプを安価で購入できます。毎月バイ様は報奨の証書を受け取れます。この証書の報奨額は月収に対する割合で決まります。弊社とイーストウェストビルリゾート・カントリークラブの割引券がもらえます」

どう考えますか：

バイ氏がEFG のセミナーに参加することは倫理上問題ないでしょうか。また、EFG の報奨金プログラムに参加することはどうですか。

ボードの見解：

バイ氏が無料の教育セミナーに参加すること自体はNSPE の倫理規定に違反しません。バイ氏はこのようなセミナーで技術等に関する情報を得て自信の技術力の向上につなげ、顧客や公衆のためにより良いサービスを提供することになるでしょう。ボードの見解としては、このセミナーがクルーズ船で行われたりすれば、教育というよりは贈答に該当し、問題ありと考えます。が、この場合は招待セミナーは最小限の価値として行われたと考えます。

2 つ目の問題として、バイ氏がEFG の報奨プログラムに参加したことが倫理的と言える証拠はありません。バイ氏がプログラムに参加したのはリベートにあたると思われます。というのは、バイ氏がEFG の特定の製品にお墨付きをあたえるのはNSPE のIII-5, a およびb で禁止されている行為です。しかも、技術者の顧客に割引券を与えるのは倫理問題に抵触します。さらに、このプログラムは技術者が個人として判断することで得られる信用を損ねる明らかな「逆なで」ともいえます。EFG のセミナーに参加してこの汚水排水システムが顧客にとって最も良いものと考えれば、システムにお墨付きをあたえてもかまいませんが、報奨プログラムには参加してはなりません。

結論として、招待セミナーへの参加は「倫理的」、報奨プログラムへの参加は「非倫理的」となります。

NSPE 参考資料

II.4.C 技術者は自らの業務で社外の業務関係者と直接・間接的に金銭や高価なものを授受してはならない。

III.5 技術者は利益の相反にあたることにかかわってはならない

III.5.a 技術者は材料・機器のサプライヤーから、無償の設計業務を含め金銭を受けてはならない

III.5.b 技術者は直接業務でかかわりのあるコントラクター等から直接・間接的に金銭を受けてはならない

III.9.e 技術者は常に継続教育プログラムに参加したり、技術書を読んだり、セミナーに参加したりすることで自らの技術者としての能力を高めていかななくてはならない。